姶良市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、姶良市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において、姶良市木造住宅耐震改修工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、姶良市補助金等交付規則（平成22年姶良市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　木造住宅　姶良市木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成24年姶良市告示第75号。以下「耐震診断補助要綱」という。）第２条第１号に規定する木造住宅をいう。

(2)　耐震診断　耐震診断補助要綱第２条第２号に規定する耐震診断をいう。

(3)　耐震改修工事　耐震診断の結果、一般診断法による上部構造評点又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点が1.0未満であったものについて当該評点を1.0以上にし、かつ、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強する工事（これに伴う実施設計及び工事監理を含む。）であって、耐震診断補助要綱第２条第３号に規定する耐震診断技術者の設計及び監理に係るものをいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)　耐震改修工事を行う木造住宅の居住者又は所有者であること。

(2)　前号の木造住宅の居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震改修工事の実施について同意していること。

(3)　市税等を滞納していないこと。

２　前項の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1)　暴力団員

(2)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(3)　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(4)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3　第１項の交付対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付対象経費）

第４条　補助金の交付対象経費は、耐震改修工事に要する経費（実施設計費及び工事監理費を含む。）とする。ただし、延べ面積に１平方メートル当たり39,900円を乗じた額を上限とする。

（補助金の対象となる延べ面積）

第５条　補助金の交付対象経費の算出に使用する延べ面積の算定は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び床面積の算定方法について（昭和61年４月30日建設省住指発第115号）によるものとする。ただし、外気に十分開放されたテラス及びバルコニー等の部分を除く。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1)　交付対象経費総額に相当する額に10分の８を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）。ただし、木造住宅１棟につき115万円を限度とする。

(2)　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の２に規定する所得税額の特別控除の額

2　補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第２号の額を差し引いて、同項第１号の額を交付するものとする。

3　補助金の交付回数は、木造住宅１棟につき１回とする。

（耐震改修工事内容の協議）

第７条　耐震診断補助要綱に基づく姶良市木造住宅耐震診断補助金の交付を受けた木造住宅の耐震改修工事に係る補助金の交付申請をしようとする者は、耐震改修工事の実施に関する契約を施工者と締結する前に、市長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

2　耐震診断補助要綱に基づく姶良市木造住宅耐震診断補助金の交付を受けていない木造住宅の耐震改修工事に係る補助金の交付申請をしようとする者は、耐震診断補助要綱第２条第３号に規定する耐震診断技術者が作成した耐震診断の報告書によりその内容について、市長と事前に協議しなければな

らない。

（補助金の交付の申請）

第８条　規則第３条の補助金等交付申請書は、様式第１号によるものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　耐震診断補助要綱により診断補助を受けた者

ア　耐震改修工事実施計画書（様式第２号）

イ　耐震改修工事に係る見積書の写し（実施設計及び工事監理費を含めることができる。）

ウ　耐震改修工事計画図面

エ　市税等納付状況調査同意書（様式第３号）又は市税等を完納していることを示す証明書

オ　借主（貸主）同意書（借主（貸主）がいる場合）（様式第４号）

カ　その他市長が必要と認める書類

(2)　耐震診断補助要綱による診断補助を受けていない者は、前号に加え次の書類を添付するものとする。

ア　付近見取図、配置図及び平面図

イ　建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し（確認通知書、検査済証、登記事項証明書等）

ウ　耐震診断結果報告書

（補助金の交付の決定）

第９条　規則第４条の規定により補助金の交付を決定することが適当であると認めたときは、様式第５号により通知するものとする。

（補助事業の内容変更）

第10条　規則第７条第１項の補助金等変更申請書は、様式第６号によるものとし、事業の変更等の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

２　市長は、規則第７条第２項の規定により変更を承認したときは、様式第７号により通知するものとする。

（中間検査等）

第11条　補助事業者は、耐震改修工事における主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に、耐震改修工事中間検査申請書（様式第８号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、中間検査を受けなければならない。

(1)　設計監理業務契約書の写し

(2)　耐震改修工事請負契約書の写し

(3)　耐震改修図面
(4)　その他市長が必要と認める書類
2　市長は、前項の規定による申請があったときは、耐震改修工事が適切になされているか、速やかに中間検査を行うものとする。
3　市長は、前項の規定による中間検査の結果を、当該補助事業者に耐震改修工事中間検査結果通知書（様式第９号）により通知するものとする。
4　市長は、中間検査の結果、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指示するものとする。
5　前項の規定による指示を受けた補助事業者は、その指示に対する是正について市長の確認を受けなければ、中間検査後の工程に係る工事をしてはならない。
6　市長は、補助事業者が第４項の規定による指示に従わない場合は、当該補助事業者に対する補助金交付決定を取り消すことができる。
（実績報告）
第12条　規則第13条の補助事業等実績報告書は、様式第10号によるものとし、補助事業完了後１か月以内又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)　耐震改修工事監理報告書（様式第11号）（添付書類を含む。）
(2)　建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
(3)　工事施工者が発行した請求書又は領収書の写し
(4)　その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）
第13条　規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、様式第12号により通知するものとする。
（補助金の交付の請求）
第14条　規則第16条の補助金等交付請求書は、様式第13号によるものとする。
（補助金の返還）
第15条　市長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正な手段により補助金を受けたと認めた場合は、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。
（委任）
第16条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年８月17日告示第395号）

この告示は、平成24年８月17日から施行する。

附　則（令和７年４月１日告示第176号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。